

報告の成果と課題

「制裁金の算定方法—制度目的達成に必要な裁量と予見可能性」

The London School of Economics and Political Science

LL.M (Master of Laws)

放生 朋子

今回の報告では、The London School of Economics and Political ScienceのLL.Mで昨年提出した修士論文の内容を報告させて頂いた。具体的には、制裁金（罰金・課徴金）の算定方法について、そもそも制裁金（罰金・課徴金）制度の目的とは何かを検討したうえで、その制度目的達成に必要な金額算定に関する裁量と予見可能性の程度を検証し、EU・米国・日本の各制裁金（罰金・課徴金）制度の利点・欠点とそれらの差異が生じた原因について考察を行った。

制裁金（罰金・課徴金）制度の目的は、違法な反競争的行為に対する最適抑止という点でEU・米国・日本ともに共通しているが、日本がEU・米国とは大きく異なる点は公正取引委員会の裁量がほとんどないという点である。この点について、最適抑止実現のためには制裁金（罰金・課徴金）算定時における当局の裁量は必要不可欠であり、したがって、日本の課徴金算定方法はEU・米国の制裁金・罰金算定方法にならって改正されるべきと結論づけた。同時に、EUの制裁金算定方法については、Single Economic Entity Doctrineがもたらしうる過剰抑止の可能性のほか、John M. Connorが2006年に発表した比較研究を取り上げ、Chloroprene Synthetic RubberのケースやNitrile Butadiene Rubberのケースとともに、欧州委員会の裁量が広範ゆえに生じている、各事案を比較した場合の制裁金額算定の不規則性・不公平性の問題についても言及した。

質疑応答時には、経済法をご専門とされる学者・実務家の多くの方々から非常に有意義なアドバイスを頂いた。そのうちの1つはEUについてはEU各国法との関係も考慮にいれるべきとのご指摘であった。また、米国については、FCPA等の他法令が罰金額算定に与える影響、私人による損害賠償請求における頻繁な和解制度の利用や懲罰的賠償制度、さらには司法取引の状況など、法運用の実態を踏まえた考察を行ってはどうかとのアドバイスも頂いた。さらに、日本については、経済界による行政機関に対する不信感からそもそも公正取引委員会への裁量付与は想定されておらず（したがって、予見可能性など議論の余地もない）、この経済界による行政機関に対する抵抗は金融商品取引法の課徴金制度にもみられるとのご指摘も頂いた。

以上のように、単純にガイドライン及び法令を比較検討するのではなく、EU法と各国法といった異なる法レベル間の相互影響について検討する必要性のほか、実際の法運用や経済界の反応も考慮に入れなければ奥深い考察につながらないという経済法研究の難しさと面白さを再認識させられた非常に有意義な報告となった。